
プロジェクト 収益認識に関する包括的な会計基準の開発

項目 第 339 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 339 回企業会計基準委員会（2016 年 6 月 29 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

今後の検討の進め方

（新基準を適用する取引の範囲）

2. 日本基準についてイメージしていることを共有して議論するために、早い段階で具体的な適用範囲の方向性を共有する必要があるのではないか。

（IFRS 第 15 号にも適合することを意図するかについて）

3. 中期運営方針の方向性から考えると、国際的な整合性を重視するとしても、必ずしも IFRS 第 15 号に一致することを目的とすることにはならないのではないか。
4. IFRS 第 15 号の記載を所与とする必要はないと考えられる。
5. 会計方針の選択が多くなると比較可能性が低下する可能性があるため、日本基準における実務を認める場合は、重要な実務上の困難さがあるものに限ることが考えられるのではないか。

（当面の検討対象に個別財務諸表を加えるかについて）

6. 個別財務諸表への適用については税法の観点に留意する必要があり、現行の実務を変更する会計処理を定める場合には、税法との調整が問題となる可能性がある。日本基準としては、重要性の基準を設け、重要なものについては税法との調整を検討し、重要性のないものについては現行の実務を認めるという方法もあるのではないか。

（「理解しやすい表現とした文案」について）

7. 文案の表現については、いくつかのサンプルを見るという程度であれば良いが、全

体像としての着地点が見えるようになれば、自ずと定まるため、優先すべき検討事項ではないと考えられる。

8. 今後検討の対象となるリース等の基準も考えると、日本基準の体系では同様の表現を用いる方が整合的となるのではないかと考えられる。ただし、IFRS 任意適用企業等のために、IFRS との差異を明示することが必要であると考えられる。
9. IFRS 第 15 号を日本基準に取り込む場合、本文、適用指針、結論の背景のいずれに含まれることになるか明示する方が良いと考えられる。
10. 文案の表現について、IFRS 任意適用企業を念頭に置くのか、または日本基準を適用する企業を念頭に置くのかという観点に中途半端に対応した結果、どちらのニーズにも応えていないことになるのを懸念する。

(日本基準との相違)

11. IFRS 第 15 号の観点から検討するアプローチとしているが、工事進行基準を置き換えて良いのか等、日本基準の観点から検討するアプローチを試すことも考えられるのではないかと考えられる。
12. 日本基準との相違を示すことは、IFRS 第 15 号と日本基準や日本基準における実務との差異が明確でない場合もあるため、難しいのではないかと考えられる。

以 上